

県北広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年9月26日

県北広域振興局長 佐々木 哲

- 1 路線名 二戸一戸線
- 2 供用開始の区間 二戸市福岡字川又57番2地先から61番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年9月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和7年9月26日から同年10月27日まで